

学校への福祉職の配置拡充を求める意見書

衆議院議長	参議院議長	各あて
内閣総理大臣	総務大臣	
文部科学大臣	厚生労働大臣	

文部科学省は、令和6年度における子どものいじめ・不登校・虐待・貧困対策や自殺予防等への対策として、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実のために90億円の予算概算要求を行っている。

子どもを取り巻く環境は多様化・複雑化しているため、子どもや保護者などに対する相談や心のケアを担い、また、子どもたちが抱える課題について教職員に向けた研修を行う必要があり、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門知識やスキルを有する福祉職を各学校へ配置されることは大きな意義がある。

本市でも学校への福祉職の配置を大幅に拡充してきたものの、現在の配置では十分と云えず、また、募集しても人材の不足が原因で配置に至らないといった課題もある。

しかし、福祉職の配置が増えることで、子どもたちが一番長い時間を過ごす学校において相談につながりやすい環境がつくられ、また、教職員だけでは解決が難しい複雑化する課題への対応が可能となるため、子どもたちの健やかな育ちにとって非常に意義がある。

国は子どもたちに健康で幸福な子ども時代を保障しなければならない。そのためには、子どもたちが学校で過ごす時間の質の向上は非常に重要である。

よって国におかれては、以下の項目について取り組むよう強く要望する。

記

1. 全小中学校に1人は臨床心理士・社会福祉士・精神衛生士等の資格を保有した常勤の福祉職を配置するための費用を助成すること。
2. 専門的知識や資格を有する人材が不足していることから、専門家を養成するための支援を行うこと。

3. スーパーバイザー等によるオンラインでの研修、全国における事例の共有を行い、福祉職の質の向上に取り組むこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。